

熊本県立荒尾支援学校進路便り NO. 57

わーく&らいふ

令和3年2月4日 進路指導部 発行

■ CONTENTS ■

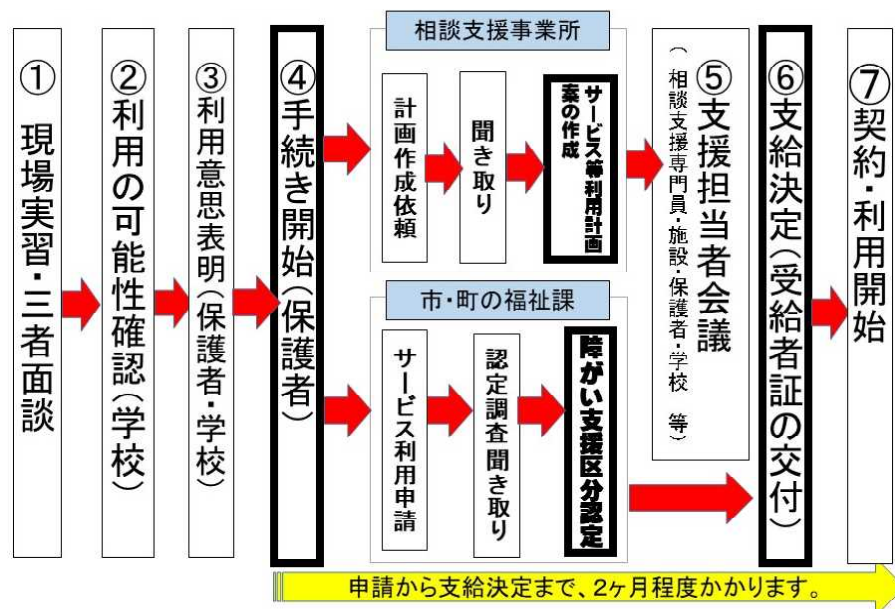
障がい福祉サービスの利用手続きあれこれ PART 1

現在高等部3年生は進路決定の大詰めです。本校では例年、7割から8割の生徒が、卒業後に何らかの「障がい福祉サービス」を利用しています。そのため現在、福祉サービスを利用するための手続きの真っ最中です。

進路だよりわーく&らいふでは、2回にわたってこの手続きの流れについて解説します。

障がい福祉サービス利用の流れ

障がい福祉サービスを利用には必ず、以下のような流れで手続きを進めていく必要があります。PART 1では①から④までを解説します。



STEP1 学校と一緒に進める段階

- ①高等部では、施設体験（重複学級）現場実習（一般学級）を通じて進路の希望を明らかにしていきます。
- ②学校は、本人や保護者が希望する事業所での契約が可能か確認します。
- ③契約が可能とわかったら、保護者からも学校からも「卒業したら利用したい。」と明確に利用の意思表示をします。事業所に「利用申込書」の提出が必要な場合もあります。

STEP2 保護者(家族)が直接する手続き

- ④意思表示が終わったら、保護者（家族）が直接する手続き開始です。左図のとおり、市町の福祉課向けと相談支援事業所向けの二つの手続きがあります。今回は市町の福祉課に関係することを紹介します。市町の福祉課へは、直接来所する必要があります。まずは、市町の福祉課に電話して「障がい福祉」の担当の方と日時の約束をしてから来所するとよいでしょう。このとき担当の方の名前はメモしておきましょう。

★ここがポイント～市町の福祉課がするのは～★

●認定調査

市町の調査員から、お子様の障がいや生活の様子について詳しく聞き取りがあります。調査日は、サービス利用申請後福祉課から連絡があります。（申請から調査日の決定まで1ヶ月以上かかる場合もありますので注意しましょう。）



●障害支援区分の認定

市町は、認定調査の結果やお子様の主治医の意見を総合して「障害支援区分」を決めます。生活介護や施設入所支援を利用するにはそれぞれ、一定の区分以上（生活介護3以上、施設入所4以上）が必要なので注意が必要です。

編集後記 先日地域の方からありがたい声が届きました。「さわやかで素晴らしい行いをする本校生徒がいる。感動した。」とのこと。聞けば、登校中の男子生徒が、風にあおられ倒れた店舗ののぼり旗を見つけて足を止め、一つ一つ元通りに立てて、何事もなく行ってしまったとのこと。

誰も見ていなくても、何の見返りもなくとも行う「善行」を「陰徳」と呼び、ひときわ尊いとされています。彼の行動自体の素晴らしさと言うまでもなく、加えて、この地域の方の日常に彩りを添えるものであったことを嬉しく、誇らしく感じた一日でした。（高等部 谷口）